令和7年度 介護保険料のお知らせ

■問合せ 介護高齢課介護保険係(☎74-3001)

、護保険制度は、介護を必要とする高齢者を社会 プ ▼全体で支えることを目的に、平成 12 年度から 創設された制度です。介護保険料は、40歳以上の人 が納めている保険料と公費を財源としています。40 ~64歳までの人は、加入している医療保険の算定方 法により介護保険料が決まり、医療保険の保険料に介 護保険料分を合わせて納めています。

65歳以上の人(第1号保険者)は、洞爺湖町にか かる介護サービス費用総額見込みに基づき、一人当た りの介護保険料を算出しています。

65歳以上の人に納めていただく令和7年度の保険料 は、本人の前年の収入や世帯の住民税課税状況などに より算定し、決定した保険料は7月上旬に通知します。

- ① 介護保険料は3年ごとに見直しを行っており、令和6~8年度の介護保険料は下表のとおりです。
- ② 公的年金などから保険料を納めている人については、4月から納付が始まっていますが、仮算定・仮徴収の 金額です。7月の保険料本算定に伴い、8月以降の保険料で調整を行います。

令和7年度の所得段階別の保険料 基準額 6.200 円/月額

段階	対象者	月額保険料	年額保険料
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80 万9千円以下の人	1,767円	21,200円
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万9千円を超え120万円以下の人	3,009円	36,100円
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が 120 万 円を越えてる人	4,250円	51,000円
第4段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万9千円以下の人	5,150円	61,800円
第5段階	●世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	6,200円	74,400円
第6段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	7,750円	93,000円
第7段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	8,059円	96,700円
第8段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	9,484円	113,800円
第9段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	10,542円	126,500円
第 10 段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	11,784円	141,400円
第 11 段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	13,017円	156,200円
第 12 段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	14,259円	171,100円
第 13 段階	●本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が 720 万円以上の人	14,884円	178,600円

※第1段階から第3段階の介護保険料は、負担軽減措置により国・道・町の公費を充てることで軽減されています。 ※令和7年度から、第1段階、第2段階、第4段階の課税年金収入額が80万円から80万9千円に変わりました。

65歳以上の皆さんへ

7月上旬ころに「令和7年度介護保険料のお知らせ」を送付しています

介護保険料の納め方(納め方は年金額によって決められますので、個人で納め方は選べません)

○普通徴収

○特別徴収

老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金 年額 18 万円以上の人



年金から差し引かれます

※老齢福祉年金などは、特別徴収の対象となりません

年金の定期支払いの際に、受給額から 保険料があらかじめ差し引かれます。

納付書などで納めましょう

老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金

期日までに、納付書または□座振替 で、指定の金融機関などを通じて納 めていただきます。

【一時的に納付書で納める場合】

- ・年度途中で65歳になった場合
- ・年度途中で年金の受給が始まっ た場合
- ・他の市町村から転入した場合
- ・年金が一時差し止めになった 場合
- ・収入申告のやり直しなどで、 保険料の所得段階が変更になっ た場合

など

	本年度(令和7年度)						
前年度	仮徴収 前年度 2 月と同額の保険料を納めます		-	 確定し <i>1</i>	本徴収 こ年間保険料-仮		
2月 (6期)	4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	金額が変更になる 場合があります	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)

介護保険料を滞納すると…

介護保険料を滞納すると介護保険法により滞納処分や給付制限措置(サービス提供の制限)が決められています。

1 年以上滞納	介護サービスの費用がいったん全額自己負担になり、申請によりサービス費用の9割が払い戻
(保険給付の償還払い)	されます。
1年6ヵ月以上滞納	介護サービスの費用がいったん全額自己負担になり、滞納している保険料が納付されるまで、
(保険給付の一時差し止め)	申請しても保険給付(費用の9割)が支払われません。
2年以上滞納	時効となり保険料を納めることができません。未納期間に応じて利用者負担が1~3割になります。また、高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

介護保険料の減免申請について

洞爺湖町では、第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料の減免を、次の基準で実施しています。該当 すると思われる人は、介護高齢課介護保険係、洞爺総合支所または洞爺湖温泉支所で申請してください。

■減免該当者…次の①~③のすべてに該当する人

①所得段階別保険料が

第1段階 年額 21,200 円と決定した人

第2段階 年額36.100円と決定した人

第3段階 年額51,000円と決定した人

※生活保護を受給されている人は減免の対象外とな

②世帯の収入(年金、仕送りなど)が生活保護の基準 以下の人

※世帯は生計を共にする同居している全ての人が対象 となります。

生活保護基準 (例)

となります。

資産を保有していない人

年齢 単身世帯(年額) 2人世帯(年額) 65~69歳 885,660円 1,388,900円 70~74歳 885,660円 1,388,900円 75歳以上 820,260円 1,280,540円

※世帯の人数 や年齢の構成 により、基準 は若干増減し ますので目安 としてお考え 下さい

■減免内容

減免金額および減免後の保険料は次の金額になります。

段階	減免前の保険料	減免金額	減免後の保険料
1 段階	21,200円	18,600円	2,600円
2段階	36,100円	18,600円	17,500円
3段階	51,000円	18,600円	32,400円

■減免申請に必要な物

① 印鑑

②世帯全員の収入が証明できるもの(令和6年中の 年金支払い通知など)

③本人および世帯構成員が土地および家屋などの固定

※世帯は生計を共にする同居している全ての人が対象

※遺族年金、障害年金、労災年金など受給の人は必 ず添付が必要です。

③口座振込用口座番号の確認できるもの (預金通帳 またはキャッシュカード)

※代理人が申請する場合は、写しでも可